

大学博物館等協議会会則

平成 10 年 11 月 27 日 制定
平成 19 年 6 月 8 日 改定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、大学博物館等協議会（以下「協議会」という）と称する。

(会員)

第 2 条 協議会の会員は、大学に附置された博物館、美術館、資料館、史料館等（以下「博物館等」という）とする。

2 協議会の目的に賛同し、入会を希望する前項以外の博物館等で、館長会議が入会を認めた博物館等は会員とする。

3 退会を希望する会員は、協議会に申し出るものとする。

4 退会を希望する会員は、退会の日までに会費等の未払いについて納付しなければならない。

5 退会の場合、当該年度の会費は、これを返還しない。

(目的)

第 3 条 協議会は会員相互の緊密な連絡と協力により、大学等における学術標本の収集・保存・活用の向上を図り、もって教育・研究の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協議会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

(1) 博物館等の諸活動における相互協力の推進

(2) 博物館等に関し必要な調査研究

(3) 博物科学会等の開催

(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 役員

(役員)

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 1 名

(3) 監査 1 名

(役員の選任)

第 6 条 会長・副会長及び監査は、会員の互選により選出する。

(役員の任期)

第 7 条 会長、副会長及び監査の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第 8 条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(監査)

第 9 条 監査は、協議会の会計を監査する。

第 3 章 会議

(館長会議)

第 10 条 協議会には第 4 条の活動を円滑に行うため、館長会議を設置する。

2 館長会議は、協議会構成組織の代表者をもって組織する。

3 館長会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 4 館長会議は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 会員の入退会に関すること。
 - (3) 事業の実施及び予算に関すること。
 - (4) その他協議会運営に関する重要な事項の決定に関すること。
- 5 館長会議は、構成員の過半数以上の出席がなければ、議事を開くことはできない。
- 6 館長会議は、委任状による代理出席を認める。委任状の様式は別紙様式第1号とする。
- 7 館長会議の議事は、本会則に別段の定めがある場合のほかは、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 8 館長会議の議長は、審議の結果を総会で報告しなければならない。

(実務担当者会議)

- 第11条 協議会には第4条の活動を円滑に行うため、企画・執行機関としての実務担当者会議を設置する。
- 2 実務担当者会議は、協議会構成組織の実務担当者をもって組織する。
 - 3 実務担当者会議は、会長が指名する者をもって議長とし会議を招集する。
 - 4 実務担当者会議の議長は、副議長を指名することができる。
 - 5 実務担当者会議は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 博物科学会の企画立案及び運営に関すること。
 - (2) 博物館等の調査研究にかかる具体的方策に関すること。
 - (3) その他博物館等の運営にかかる実務面に関すること。
 - 6 実務担当者会議の議長は、審議の結果を総会で報告しなければならない。

第4章 総会

(総会の招集)

- 第12条 会長は、少なくとも1年に1回通常の総会（原則として6月に開催）を招集しなければならない。
- 2 会長は、会員の3分の1以上から理由を示して要請があったときは、臨時の総会を招集することができる。

(総会の議長)

- 第13条 総会の議長は、会長が行う。
- 2 議長に事故があった場合は、副会長が代行する。

(総会の定足数及び議決)

- 第14条 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- 2 議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

- 第15条 本会則に別段の定めのあるものほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経ることを要する。
- (1) 館長会議及び実務担当者会議からの提案を受け、協議会として意思統一を図る必要性のある事項
 - (2) その他会員全体の意見を聴取すべきと判断される事項

第5章 会計

(経費)

- 第16条 協議会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会費)

- 第17条 会員の会費は、総会で定める。

- 2 会員は、前項の会費を納入しなければならない。

(会計年度)

第 18 条 協議会の会計年度は、通常の総会の日から翌年の通常の総会の前日までとする。

(予算及び決算)

第 19 条 予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 20 条 協議会の事務局は、会長校である博物館等に置く。

第 7 章 会則の変更

(会則の変更)

第 21 条 この会則は、館長会議において出席構成員の 3 分の 2 以上の同意がなければ、変更することができない。

附則

この会則は、平成 10 年 11 月 27 日から施行する。

附則

この会則は、平成 19 年 6 月 8 日から施行する。

委任状

私は、_____を代理人と定め、平成 年 月 日
に開催される大学博物館等協議会 第 回館長会議に出席し、議決
権を行使することを委任いたします。

平成 年 月 日

所属

氏名 印